

令和6年9月25日招集

令和6年 第9回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和6年第9回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和6年第9回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和6年9月25日（水） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19名）

1番	清野周治	2番	元木太志	3番	大江弘哉
4番	留場美佐	5番	仲野孝藏	6番	山科幸子
7番	永瀬清一	8番	石山一穂	9番	栗原洋幸
10番	芦野繁美	11番	阿部昇	12番	寒河江一浩
13番	大江正好	14番	加藤友英	15番	中谷裕
16番	高橋浩一	17番	東海林光輝	18番	門脇功
19番	菅原繁治				

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第5 議第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議第59号 農用地利用集積計画について

第8 農地あっせん委員会の報告

第9 農地転用委員会の報告

第10 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

農業委員会事務局長	深瀬 忠	農政主査兼係長	高橋 範一
農地係長	後藤 美智子	主任	杉浦 ひとみ

1. 議長 農業委員会会長 菅原 繁治

1. 議事の顚末

【議長】

只今から、令和6年第9回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会にまだ見えていない委員は、4番留場美佐委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

1番 清野周治委員、2番 元木太志委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第8回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、議第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、議第59号農用地利用集積計画についてまでの、4案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。深瀬事務局長。

【深瀬事務局長】

令和6年、第9回東根市農業委員会定例総会、議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開き下さい。

今月の農地法第3条の許可申請は、5件です。

議第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。2頁をお開き下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 95番 土地の所在：大字泉郷元万善寺字西戸●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：509 m²ほか6筆。譲渡人住所氏名：東根市大字泉郷●●●● ●●●●、

事由：同一世帯内で生前の贈与、経営面積：66 a。譲受人住所氏名：東根市大字泉郷●●●● ●●●●、事由：一括受贈、経営面積：66 a であります。

以下、受付番号 96 番から 98 番の 3 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。3 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定です。

受付番号 99 番 土地の所在：大字荷口字将監野●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：806 m²ほか 2 筆。譲渡人住所氏名：河北町谷地字東●●●● ●●●●、事由：経営移譲年金受給のため、経営面積：15 a。譲受人住所氏名：河北町大字溝延字西浦●●●● ●●●●、事由：期間満了につき再設定、経営面積：15 a であります。

農地法第 3 条総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。4 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 4 条の許可申請は、2 件です。

議第 57 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 4 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。5 頁をお開き下さい。

農地法第 4 条第 1 項の規定による、許可申請関係

受付番号 8 番 土地の所在：中央東一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：1,547 m²。申請人住所氏名：東根市中央東一丁目●●●● ●●●● 職業：農業兼書道講師、転用後の主要目的：住宅兼書道教室、車庫兼農作業所、駐車場（生徒用）、雪捨て場、家庭菜園、通路他で、所要面積計が 1,572.67 m²備考として、併用地ありであります。

以下、受付番号 9 番の申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 4 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。6 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、8 件です。

議第 58 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

農地法第 5 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。7 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係

受付番号 45 番 土地の所在：三日町一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：417 m²。譲渡人住所氏名：東京都豊島区上池袋四丁目●●●● ●●●● 職業：会社

員、譲受人住所氏名：東根市三日町二丁目●●●● ●●●● 職業：会社役員、転用後の主要目的：駐車場、通路他。所要面積計が 692.34 m²。備考として、所有権移転、併用地ありであります。

以下、受付番号 46 番から 9 頁の受付番号 52 番の 7 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。10 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第 4 条及び第 5 条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にして下さい。11 頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、8 計画です。

議第 59 号 農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。12 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号 45 番 土地の所在：大字野田字北浦●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,155 m²。売人住所氏名：東根市大字野田●●●● ●●●●、買人住所氏名：東根市大字野田●●●● ●●●●。利用目的：樹園地として利用、移転時期：令和 6 年 9 月 25 日、対価、総額：340,000 円、支払方法：現金、支払期限：令和 6 年 10 月 27 日。引き渡し時期：令和 6 年 10 月 28 日、買人の耕作面積は 1,919 a であります。

以下、受付番号 46 番の 1 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（所有権移転）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。13 頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号 248 番 土地の所在：本丸西三丁目●●●●。地目、登記簿：田、現況：畑、地積：2,757 m²。貸人住所氏名：東根市本丸北一丁目●●●● ●●●●、借人住所氏名：東根市下川原一丁目●●●● ●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：畑として利用、始期：令和 6 年 9 月 25 日、終期：令和 11 年 9 月 24 日、賃借料：10 a あたり 9,793 円、5 年新規、借人の耕作面積は 357 a であります。

以下、受付番号 249 番から 253 番までの 5 申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表（賃貸借権設定）は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案４件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第８、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
５番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【５番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、５番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を９月１９日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第３条による所有権移転の許可申請４件、使用貸借権設定の許可申請１件、合計５件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る９月１７日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の、農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

このたびの所有権移転の許可申請についてですが、

受付番号９５番の申請事由は、一括受贈となります。

受付番号９６番から９８番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に使用貸借権設定の許可申請についてですが、

受付番号９９番の申請事由は期間満了につき再設定となります。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべてみたしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、日程第９、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。
８番、石山一穂農地転用委員会委員長。

【８番石山一穂農地転用委員会委員長】

はい、８番石山です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を９月１９日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は、農地法第４条による許可申請２件、農地法第５条による許可申請８件についてであります。

転用許可申請関係案件については、去る 9 月 17 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

はじめに、農地法第 4 条申請についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、受付番号 8 番については、宅地化が見込まれる区域内にある農地の区域で、東根市役所を中心とする半径 500m から最大 1 km までの区域内宅地率が、40% となる区域内にある農地であることから、第二種農地となりますが、住宅兼書道教室を整備するものであります。

農地区分(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のオの(ア) a (b)」に該当

立地基準(第二種農地)「第 2 の 1 の(1)のオの(イ)」に該当

受付番号 9 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため第一種農地となりますが、既存宅地の敷地面積の 2 分の 1 を超えない範囲で駐車場を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) e (e)」に該当

次に、農地法第 5 条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります、

受付番号 45 番から 48 番、及び 51 番、52 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、受付番号 45 番は貸駐車場、受付番号 46 番及び 51 番、52 番は一般住宅、受付番号 47 番及び 48 番は長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

受付番号 49 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため第一種農地となりますが、集落に接続して長屋住宅を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第一種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (e)」に該当

受付番号 50 番については、宅地化が見込まれる区域内にある農地の区域で、街区に占める宅地面積割合が 40% を超えていることから第三種農地となりますが、一般住宅を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (b)」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第 12、地区委員会の開会及び報告についてありますが、お諮りいたします。

ただいまから、15 分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。15 分をめぐり、地区委員会の開会をお願いいたします。

なお、議第 59 号、農用地利用集積計画について、1 番清野周治委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【15 番 中谷裕委員】

15 番中谷です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 57 号及び議第 58 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 59 号については、畑として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【1 番清野周治委員】

1 番清野です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 56 号については、経営規模の拡大や一括受贈 によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 59 号については、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【16 番高橋浩一委員】

16 番高橋です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、

議第 56 号については、経営規模の拡大や期間満了に係る再設定によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 58 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 59 号については、樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

それでは、始めに、議第 56 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 57 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 58 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、以上 3 案件について一括して採決致します。議第 55 号農用地利用集積計画について、

お諮りいたします。

議第 56 号から議第 58 号までについて、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、及び、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第 56 号から議第 58 号については、許可すること、及び、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第 59 号、農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、1 番清野周治委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第 59 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 59 号については、決定することに決しました。

1 番、清野周治委員の復席を求めます。

1 番、清野周治委員に申し上げます。

ただいま、議第 59 号については、決定することに決しましたので報告いたします。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 6 年第 9 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前 10 時 37 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員